

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（310）」
2. 日時：平成29年8月30日 13時30分～20時00分
3. 場所：原子力規制庁 19階資料学習室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、義崎管理官補佐、正岡安全審査官、伊藤安全審査官、  
近田安全審査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 （他6名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所 重大事故等対処設備について』のうち「44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備、47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<44条>

- 多様性、位置的分散及び流路に関する設計方針等について、設置許可基準の要求事項及び先行炉の方針等を踏まえて全般的に考え方を整理して提示すること。

<47条>

- 重大事故等対処設備の抽出について、手順側と整合を図った上で設計方針を整理して提示すること。
- 常設低圧代替注水系ポンプが設置されている「常設低圧代替注水系格納槽」及び緊急用海水ポンプが設置されている「緊急用海水ポンプピット」に対する環境条件については、回転機器からの放熱による除熱対策等を踏まえて考え方を整理して提示すること。
- 試験及び検査については、試験検査の方法を43条共通の類型化に整理した上で、設計方針を整理して提示すること。

- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）
- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について
- ・ 玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表（対象項目：第44条）
- ・ 東海第二－玄海3／4補足資料比較表（SA44条）
- ・ 玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表（対象項目：第45条）
- ・ 東海第二－玄海3／4補足資料比較表（SA45条）
- ・ 玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表（対象項目：第46条）
- ・ 東海第二－玄海3／4補足資料比較表（SA46条）
- ・ 玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表（対象項目：第47条）
- ・ 東海第二－玄海3／4補足資料比較表（SA47条）
- ・ 技術的能力 添付資料の比較